

TOPICS

ご存じですか？伴走支援型特別保証制度で経営者保証を免除できます

日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」ではそうでもなかったのですが、「民間金融機関による実質無利子・無担保制度」で、経営者保証を免除できるはずの事業者が、経営者保証付きで借りているケースが数多くありました。

そんなことが起きてしまった理由、そして2021年4月1日に創設された新しいコロナ融資制度（伴走支援型特別保証制度）での経営者保証についてお伝えします。

1. 理由①保証人免除の制度を事業者は知らなかった

民間金融機関におけるコロナ融資で、経営者保証を免除できることを事業者が知りません。融資を申し込む際に金融機関から経営者保証を求められると、「そういうものだ」と何の疑問もなく保証契約書にサインしてしまいます。

2. 理由②金融機関の担当者も保証人免除制度を知らなかった

民間金融機関によるコロナ融資で、経営者保証の免除制度を知らない担当者が少なからずいました。もちろん不勉強な担当者もいたでしょうけれど、急にできた制度で事業者からの申請も多く、日々の対応で精一杯だったのだらうと推測します。

知らなければ通常の手続きをします。準備する書類は、経営者保証が前提。経営者保証免除のためには「経営者保証免除対応確認書」を提出する必要がありますが、その存在自体を知らなければ「経営者保証免除対応確認書」を求めることはありません。

書類の提出先である信用保証協会も、提出書類に「経営者保証免除対応確認書」が入っていなければ経営者保証をつける前提で審査します。その結果、経営者保証を免除できる融資も経営者保証付きになってしまったのです。

3. 伴走支援型特別保証制度でも経営者保証免除は可能

伴走支援型特別保証制度の経営者保証免除の要件は2つ。

(1) 直近の決算書が資産超過であること

(2) 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

基本的には、「資産超過」「法人から経営者への貸付金・仮払金等が、総資産の1%以下又は100万円以下」という要件を満たしていれば経営者保証を免除してもらえる可能性が高いです。が、「経営者保証免除対応適用の可否については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定する」となっていますのでご注意ください。なお、経営者保証を免除する場合は、信用保証料率が0.2%上乘せされます。

伴走支援型特別保証制度を利用しコロナ融資を借りる際は、「経営者保証免除」の要件を満たしているかどうか確認し、満たしている場合は金融機関に対し「経営者保証免除をお願いします」と伝えましょう。

経営革新等認定支援機関

株式会社アシスト

姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2F

nakagawa@assist-ltd.co.jp

